

## 新千里南町1丁目地区地区計画案への意見書の要旨と市の考え方

縦覧期間：令和5年6月13日～令和5年6月27日

意見書件数：2件

意見の要旨	市の考え方
<b>1. 地区計画の変更の必要性について</b>	
<p>良識ある判断だと思えます。</p> <p>『認知症を持つ高齢者になって暮らしたい』『障害者になって暮らしたい』と願う方はほとんど皆無です。</p> <p>自分が住みたいところで暮らすこと、もしくはその欲求は、人間として至極当然です。</p> <p>今まで認知症を持つ高齢者グループホームと障害者グループホームが建築できなかったこと自体が不自然です。</p>	<p>ご意見のとおり、市はグループホームは障害のある人や認知症の高齢者の住まいの一つの形態として重要なものであり、誰もが住みたい・住み続けたいと思う場所で暮らすことができる社会を実現するために欠かすことのできないものであると考え、これまで地区計画の変更に向けた取り組みを行ってきました。</p> <p>また、戸建型のグループホーム（延べ面積が200㎡未満）は、戸建て住宅を中心とした良好な住環境を守るという新千里南町1丁目地区地区計画の主旨を損なうものではないと考えております。</p>
<p>用途の制限に認知症高齢者グループホーム並びに障害者グループホームが追加されていることに賛成です。</p> <p>地区計画の目的として「これまで培われてきた良好な住環境の維持保全を図ること」とされています。この目的に副って引き続き魅力的な街が維持されることを前提に、限定的な福祉事業の受け入れは可能と考えます。</p>	<p>引き続き、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。</p>